

くらしの 情報



益城町ホームページ
<http://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

国民年金保険料が変わりました

国民年金保険料が、4月から次のとおり変更となりました。

平成29年度…月額16,490円



平成30年度…月額16,340円

保険料の納付方法は、納付書による納付以外に口座振替やクレジットカード納付、インターネットを利用した電子納付があります。

どうしても保険料を払えない場合は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて全部または一部の保険料が免除される制度を利用できます。低所得の学生や50歳未満の人のための免除制度もあります。免除の可否についてはお問い合わせください。

〒86-3113 熊本東年金事務所
☎367-8144

宅地復旧事業での強引な契約や詐欺行為への勧誘にご注意を！



「町の補助金が出るので、個人負担なしで工事できます」、「申請書類も揃えます。面倒な手続きもお任せください」などと、業者が飛び込みで訪ねてきて、強引に契約を勧める悪質な事例が町に数件寄せられています。

「工事費の負担もなく、申請手続きも代行するので、今すぐ契約を！」というように、本人に不利益なことは一切言わずに、契約を急がせるようです。特に、一人暮らしの高齢者宅に訪れる例が多いようですので、十分気を付けてください。工事を依頼する際には、悪質な業者や詐欺に十分ご注意ください。

宅地復旧事業について

復興基金事業での宅地復旧支援事業では、個人負担が発生しないということはありません。一旦全額を業者さんにお支払いいただく必要があります。相応の個人負担が生じます。

◆復興基金での宅地復旧事業の補助は

(対象工事費 - 50万円) × 2/3
となっています。(19ページ参照)

不明な点などについては、下記担当窓口までご相談ください。

即決せずに先ずご相談を。

おかしい? 怪しい? と思ったらすぐ連絡を!

閼役場復旧事業課宅地復旧係

☎286-3224

4月は学生納付特例制度の更新月です

更新月です

日本国内に住むすべての人は、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし、所得の低い学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

※日本年金機構から3月下旬に学生納付特例の継続申請のがきが届いた人は、はがきの返送による申請もできます。

申請に必要なもの…在学期間の分かる学生証または平成30年4月以降に交付された在学証明書の写し、認印

閼役場住民保険課保険年金係 ☎286-3113
熊本東年金事務所 ☎367-8144

マイナンバーによる届出・申請が始まっています

これまで、国民年金関係の届出書には基礎年金番号のみを記載していただいていたのですが、3月から原則、個人番号(マイナンバー)の記載も必要となりました。窓口にお越しの際には、次のものをご準備ください。

- ・個人番号が確認できるもの(マイナンバーカードや通知カードなど)
- ・身分証明書(免許証など)
- ・年金手帳

太陽光発電システムなどの補助内容が変更になります

環境にやさしい設備の設置費用に対する補助の内容が変わりました。

補助内容：太陽光発電システム/3万円 ↓ 2万円、太陽熱温水器/2万円 ↓ 廃止 ※予算に限りがあります。

変更期日：4月2日(日)から

※詳しくは☎をご覧ください。

閼役場住民保険課環境衛生係
☎289-8077